

41. 100. 05

出願人の支配下にあると実質的に認められる者の業務 に係る商品又は役務を指定商品又は指定役務 とする商標登録出願の取扱い

商標審査基準 第一 二、第3条第1項柱書

1. 「自己の業務」について

「自己の業務」には、出願人本人の業務に加え、出願人の支配下にあると実質的に認められる者の業務を含む。

(例)

- ① 出願人がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社の業務
- ② ①の要件を満たさないが資本提携の関係があり、かつ、その会社の事業活動が事実上出願人の支配下にある場合の当該会社の業務
- ③ 出願人がフランチャイズ契約におけるフランチャイザーである場合の加盟店(フランチャイジー)の業務

出願人以外の者の業務が、上記審査基準の「自己の業務」として認められるか否かは、次の基準により判断する。

(1) 出願人との関係が、出願人がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社である場合には、その会社は出願人の支配下にあると実質的に認められる者に該当する。

この場合には、出願人は、すでに公になっている株主構成がわかるもの(例えば、会社四季報の写し)等を提出する。

(2) 出願人との関係が、(1)の要件を満たさないが(ア)資本提携の関係があり、かつ、(イ)その会社の事業活動が事実上出願人の支配下にある場合には、その会社は出願人の支配下にあると実質的に認められる者に該当する。

上記(ア)については、出願人がその会社の発行済株式の10%以上50%以下を保有していることを確認する。

上記(イ)については、例えば、出願人がその会社に役員を派遣し又はその会社の経営を恒常的に指導していること等を証明する書類を提出する(会社案内、カタログ、定款、パンフレット又は(別紙)「自己の業務に関する事情説明書」等)。

(3) 出願人がフランチャイズ契約におけるフランチャイザーである場合の加盟店(フランチャイジー)は、出願人の支配下にあると実質的に認められる者に該当する。

フランチャイズ契約に基づき加盟店であるフランチャイジーが行う業務をフランチャイザーが指定役務として出願した場合には、当該加盟店の業務について使用する商標を出願人の「自己の業務」について使用をする商標とみることができる。

この場合には、出願人は、証拠としてフランチャイズにあることを証明できる書類（例えば、フランチャイズ加盟証）等の写しを提出する。

（４）その他の事情により出願人の支配下にあると実質的に認められる者の業務と認められる場合も含まれるが、提出された書類の記載から個別具体的に判断し、（１）～（３）と同等の支配関係が認められる場合に限られる。

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第3条第1項柱書」の審査基準\(PDF:905KB\)](#)

(別紙) 自己の業務に関する事情説明書のひな形

自己の業務に関する事情説明書

1. 商標の使用に関する証明書類等における商標の使用者は乙社であるが、出願人甲社と乙社は、

- ①甲社は、乙社に対する発行済株式保有率〇〇%の資本提携がある。
- ②甲社は、人事・資金・技術・取引等の関係を通じて、乙社の財務・営業の方針に対して重要な影響を与えている。

.....

の事情にあり、乙社の事業活動が事実上甲社の影響下にあつて、実質的には親子会社と同等の関係にある。

2. したがって、出願人甲社は、商標登録出願に係る商標を自己の業務に係る商品又は役務に使用する商標として出願するものである。

3. 以上のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

(甲社) 住所
名称
本件に関する責任者名 (印)

(乙社) 住所
名称
本件に関する責任者名 (印)

4. 添付資料 資本提携等の存在を示す書類 1